

資料 1

令和元年（2019年）10月11日
子ども・子育て支援審議会資料
吹田市児童部保育幼稚園室

特定教育・保育施設等の利用定員の設定について

【1号認定子ども】

※今回は対象無し

【2・3号認定子ども】

JR以南地域、片山・岸部地域

(単位:人)

施設名			内容	認可定員(認定定員)				利用定員(確認による)				備考		
				2号	3号			小計	2号	3号			小計	
					0歳児	1・2歳児	計			0歳児	1・2歳児			計
私	保	あびによん保育園	変更前	84	6	30	36	120	84	6	30	36	120	※報告案件
			変更後	87	9	44	53	140	87	9	44	53	140	
			増減	3	3	14	17	20	3	3	14	17	20	

豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域

(単位:人)

施設名			内容	認可定員(認定定員)				利用定員(確認による)				備考		
				2号	3号			小計	2号	3号			小計	
					0歳児	1・2歳児	計			0歳児	1・2歳児			計
私	保	トレジャーキッズかすが保育園	新設	48	6	26	32	80	18	6	26	32	50	※審議案件

- (1) 左欄の「公」は公立、「私」は私立を意味し、次欄の「こ」は認定こども園、「保」は保育所、「幼」は幼稚園、「小」は小規模保育事業を意味します。
- (2) トレジャーキッズかすが保育園については、入園予定人数が利用定員を超えた場合、認可定員の範囲までの間で利用定員を再設定する予定です。

認定区分	対象者	主に利用できる施設等
1号認定子ども	幼稚園等で教育を希望する満3～5歳児	幼稚園、認定こども園
2号認定子ども	保育を必要とする事由に該当する満3～5歳児	保育所、認定こども園
3号認定子ども	保育を必要とする事由に該当する0～2歳児	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所